

【要望項目】

1. 国民健康保険について

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加者全員にお渡しください。)

【回 答】

国保の加入者は、中小企業の現役労働者が加入するけんぽ協会と比べもともと高齢者の加入割合が高いうえに、加入者の一人当たりの医療費についても近年の医療技術の高度化や生活習慣病の増加などを背景に急激に増加している。

本町の国保においても、近年その伸びが落ち着きつつあるものの、依然高止まりしている状況であり、また、一般会計からの繰り入れについてはすでに法定内繰り入れを最大限に行っており、一般会計の厳しい財政状況を鑑みると、これ以上の繰り入れについては難しい状況である。

このような厳しい財政状況のなか、本町においては、広域化等を踏まえた共同事業により、保険料の平準化や財政の安定化を図りながら、来年度以降の取り組み課題として、保険税の圧縮に努め、被保険者の負担の軽減を図っていくこととしている。

また、法定軽減(7・5・2割軽減)以外の保険税の減免については、町税の減免要綱の規定により実施しており、本町国保の厳しい財政状況などを鑑み、現在のところ、減免制度の拡充を行う予定はございません。

一部負担金の減免については、「一部負担金の徴収猶予及び減免等に関する取扱要綱」に基づき、減免事由に該当すると思われる者には、制度の活用を図っている。

また、減免制度の周知については、窓口での納付相談などの際に、申し出者には、制度の説明を行っており、今後も引き続き窓口などでのわかりやすい説明に努めていきたい。

【要望項目】

1. 国民健康保険について

②法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

【回 答】

本町では、保険税の納付困難な世帯に対しては、機会あるごとに納税相談を行っており、世帯の経済状況等に応じて分割納付も行っている。

にもかかわらず、相談(に応じること)もなく、分納誓約に応じない、または不履行を繰り返すなど、納税に誠意の認められない世帯に対してのみ資格証の交付をやむを得ず行っている。

もとより、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めている。

納税者の負担の公平性や国保事業の健全な運営を確保するため、今後とも適切に対応していきたい。

また、短期証について長期未交付にならないように、本町では、3ヶ月毎の短期証更新時に、すべての対象者に更新通知を送付しており、今後も継続していきたい。

また、高校生以下の子どもに対しては、法の趣旨に則り、すべての対象者に6ヶ月の短期証を交付している。

【要望項目】

1. 国民健康保険について

③財産調査・差押については法令を遵守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行なうこと。

【回 答】

本町では、保険税の納付困難な世帯に対しては、機会あるごとに納税相談を行っており、世帯の経済状況等に応じて分割納付も行っている。

にもかかわらず、相談(に応じること)もなく、分納誓約に応じない、または不履行を繰り返すなど、納税に誠意の認められない世帯に対してのみ差押などの滞納処分をやむを得ず行っている。

納税者の負担の公平性や国保事業の健全な運営を確保するため、今後とも適切に対応していきたい。

【要望項目】

1. 国民健康保険について

④国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう庁内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

【回答】

現在、本町では、平成23年度から相談窓口連絡会議を設置し、相談窓口担当職員間の情報の共有に努めるとともに、業務の円滑な遂行を図っているところです。

また、相談窓口の一つに、総合相談窓口があり、2名の専任の相談員を配置し、日常的な生活相談に応じているところです。

【要望項目】

1. 国民健康保険について

⑤国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかない。国民皆保険の柱である国保制度構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

【回答】

広域化を実現することにより、当然すべての課題が一気に改善する訳ではないが、特に小規模保険者において危惧されている保険財政基盤の安定化が図られるとともに、以前から国保制度の構造的問題の一つとされている、「市町村毎で受益サービスは一定にもかかわらず、保険税負担率にはバラツキがある」を解消し、負担の不公平感の払拭が期待できる。

むろん被保険者への負担増を避け、国保制度の安定的な運営を図っていくためにも、国庫負担の拡充や調交の配分については、その財政調整等機能をしっかり果たしていただくよう、大阪府・町村長会等を通じて国へ強く要望していきたい。

【要望項目】

1. 国民健康保険について

⑥国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

【回 答】

本町の運営協議会は、原則公開としてきたところであるが、規則を改正し、その旨明文化したところであり、希望される方にはこれまで同様資料配布も可能である。

また、協議会の内容については、ホームページにおいても公開することとしている。

【要望項目】

2. 健診について

- ①特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。
- ②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。
- ③人間ドック助成も行うこと。

【回 答】

平成20年度より特定健診が始まりましたが、本町におきましては、社会保険・後期高齢者医療広域連合と委託契約を結び、社会保険等被保険者本人以外の方々等、40歳以上のすべての住民が健診を受けられるようにしております。

健診水準については、基本的な健診項目以外に、詳細な項目として貧血・心電図・眼底の各検査、さらに腎機能検査・肺がん検診・肝炎ウイルス検査を実施しています。

また、特定健診、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診が1日で受診できる「ミニ簡易ドック」を実施し、平日以外の日曜日にも健診を行っています。

なお、健診費用の無料化については、受益者負担の原則を踏まえ、これまで同様、一定額の負担をお願いしていきたいと存じます。

【要望項目】

3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。
特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の 7 割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

【回 答】

介護保険制度は、もともと公費半分、保険料半分で制度設計された社会保険制度であることから、一般会計繰入による保険料の引き下げの予定はありません。

また、低所得者の介護保険料の負担軽減については、本町では既に 11 段階の保険料多段階設定や第 3 段階特例の段階設定を行っており、低所得者への保険料軽減を一定はかっていることから、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度は考えておりません。

【要望項目】

3. 介護保険・高齢者施策について

- ② 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回 答】

本町における入所施設待機者は都市部ほど多くないこと、近隣市町に一定の介護保険施設が存在し、一定の利用者も見られることから、現時点では本町内における特別養護老人ホーム等の介護保険施設の拡充は考えておりません。

【要望項目】

3. 介護保険・高齢者施策について

- ③ 軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

【回 答】

現在のところ介護予防・日常生活支援総合事業を実施する予定はありません。

一般会計で行う高齢者施策は、町の厳しい財政状況を踏まえつつ、施策の必要性を見極めてまいります。

【要望項目】

3. 介護保険・高齢者施策について

- ④ 低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。

処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

【回 答】

介護サービス利用料の軽減制度については、高額介護サービス費の給付や社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減制度の実施により、低所得者の利用料負担の軽減を図っていることや、本町の介護保険運営の厳しい財政状況等を鑑み、処遇改善加算分も含めた利用者負担の軽減拡充は考えておりません。

【要望項目】

3. 介護保険・高齢者施策について

- ⑤ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回 答】

本町では不当サービスを制限するローカルルールは設けておりません。

【要望項目】

3. 介護保険・高齢者施策について

- ⑥ 事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国の Q&A や川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

【回 答】

本町では訪問介護事業所数も少なく、個別に周知をはかっていることから、独自に通知を発出する予定はありません。

【要望項目】

3. 介護保険・高齢者施策について

- ⑦ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

【回 答】

本町においては、これまでも直営の地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議等の開催を通じて町内各事業所間の情報共有・提供を図ってきたところです。

今後も「地域包括ケア」の実現に向け、必要な方が必要な時期に利用できるよう住民への周知を図るとともに、民生委員等既存の地域資源との連携を強化し、地域におけるネットワークづくりを進めていきたいと考えております。

【要望項目】

4. 生活保護について

- ①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。
- ②申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。
(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。
- ③申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。
- ④通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。
- ⑤休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。
- ⑥自動車がなければ生活及び仕事ができない場合は保有を認めること。

【回答】

本件については、本町は福祉事務所未設置であるため、生活保護実施機関は大阪府池田子ども家庭センターとなります。

本町は窓口業務のみの対応ではありますが、実施機関と十分に連携を図りながら、適切に対応してまいります。

【要望項目】

5. 子育て支援・ひとり親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて
①全国レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

【回答】

本町のこども医療費助成制度については、現在、外来・入院ともに大阪府制度(外来:3歳未満、入院:小学校就学前)に町単独で上乘せを行い、外来については平成 22 年度から小学校 3 年生まで拡大、入院については平成 19 年度から中学校卒業まで拡大、平成 23 年 10 月からは、外来についても入院対象年齢にあわせ中学校 3 年生まで拡大したところである。

また、こども医療費助成制度について、府外でも現物給付を受けられるようにするためには、大阪府の制度から国の制度へ格上げして貰う必要があり、これについては、大阪府・町村長会等を通じて国へ強く要望していきたい。

また、所得制限については、経済的支援の必要性の高い方々に助成を行うことが重要であるという観点から設けられており、一定以上所得のある方については、これまで同様負担をお願いしていきたい。

また、一部負担金制度(1医療機関500円×2回/月)については、平成 16 年 11 月から今後とも持続可能な制度としていくため、受益と負担の適正化の観点から導入したものであり、平成 18 年 7 月からは月 2,500 円以上の負担が生じる方については、申請により償還している状況である。

今後も制度の趣旨に則り、受益者の方には、無理の無い範囲での一定の負担をお願いしていきたい。

【要望項目】

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて
②全国最低レベルの妊婦健診を全国並み（14回、10万円程度）の補助とすること。

【回答】

本町におきましては、現在、国の指針に基づき、妊娠期間中に受診する望ましい回数とされる14回、116,840円を助成しているところです。
今後も、健やかな出産を迎えることができるよう、支援してまいります。

【要望項目】

5. 子育て支援・ひとり親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて
③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続が学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

【回 答】

要保護及び準要保護児童生徒援助費対象児童・生徒の認定における所得の基準については、前年中の所得金額から社会保険料・生命保険料・損害保険料等を控除した課税所得金額に基づき算出した市町村民税の所得割を基準としております。また、手続きについては、教育委員会事務局でも受け付けを行っており、事案によっては、通年の受け付けを行っています。

なお、第1回の支給月につきましては、前年中の所得金額を確認後、学期ごとに、給食回数や修学旅行等行事参加の確認を行ったうえで、振込を行っているため、学期末の支給となります。

【要望項目】

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ④子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

【回 答】

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンについて、本町では平成23年1月から無料接種をすでに行っています。

【要望項目】

5. 子育て支援・ひとり親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて
⑤子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】

本町においては、これまでから他の自治体よりも先駆けて子育て支援施策にできる限り取り組んできたところであり、今後とも、子育て世代への支援をはじめとする住民福祉の向上に資する事業はもとより魅力あるまちづくり「おおさかのてっぺん」をめざしてまいります。

しかしながら、ご要望の家賃補助につきましては、本町におきましては、賃貸物件は非常に稀である等、地域資源が乏しいことから、実現は困難であるものと存じます。